

平成 28 年度の県及び県教委の窓口への相談の状況

※ 三重県健康福祉部障がい福祉課と三重県教育委員会事務局人権教育課にあった相談の状況

期間：平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月まで

1 相談件数

相談窓口	障がい福祉課	人権教育課
件数(件)	19	2

※ 障がい福祉課 19 件の中に、人権教育課 2 件が重複しています。

2 相談種別

相談種別	件数(件)
不当な差別的取扱い	2
合理的配慮の提供	2
環境の整備	1
雇用	2
虐待	
苦情	9
その他	3
合計	19

(参考)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。